# 吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第１項第１号及び会社法第 801 条第３項第２号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面）

株式会社荒木マリーン
株式会社トーカイ

2026 年 11 月２日

2026年11月２日

# 吸収分割に係る事後開示事項

熊本県熊本市南区近見九丁目９番５号
株式会社荒木マリーン
代表取締役　荒木　寿朗

岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地
株式会社トーカイ
代表取締役　浅井　利明

株式会社荒木マリーン（以下、「分割会社」といいます。）及び株式会社トーカイ（以下、「分割承継会社」といいます。）は、分割会社と分割承継会社との間で締結した2026年９月７日付吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2026年11月１日を効力発生日として、分割会社が福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業（以下、「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を分割承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第１項第１号及び会社法第801条第３項第２号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

１．本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第１号）
2026年11月１日

２．分割会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第２号）

（１）株主による吸収分割差止請求手続

本件吸収分割は、会社法第784条第２項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の２に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

（２）反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第784条第２項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続きは行っておりません。

（３）新株予約権者の新株予約権買収請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条第１項第２号の規定による手続きは行っておりません。

（４）債権者保護手続

本件吸収分割において、分割会社の債権者には、会社法第789条第１項第２号に定める債権者に該当するものがいないため、会社法第789条第２項の規定による手続きは行っておりません。

３．分割承継会社における会社法第796条の２、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第３号）

（１）株主による吸収分割差止請求手続

本件吸収分割は、会社法第796条第２項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の２に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

（２）反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第796条第２項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条の規定による手続は行っておりません。

（３）債権者保護手続

分割承継会社は、会社法第799条第２項及び第３項の規定により、2026年８月７日付の官報及び2026年９月９日付の電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第799条の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

４．本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第４号）

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である2026年11月１日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約に定める対象事業に関する権利義務を承継しました。

５．本件吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第５号）

2026年11月２日（予定）

６．その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第６号）

該当事項はありません。

以　上